

お知らせ

電気需給約款【my でんき版】（東北電力エリア及び九州電力エリア）の改定について

〔新旧対照表〕

- ✓ 電気需給約款【my でんき版】（東北電力エリア及び九州電力エリア）の改定について、次のとおりお知らせいたします。
※ 東北電力エリア及び九州電力エリア以外のエリアにつきましては、改定はいたしません。
- ✓ なお、実施日（改定日）は、2020年10月16日といたします。

旧 約 款（2020年9月1日実施）	新 約 款（2020年10月16日実施）
<p>第1条（適用） （4）本約款は、2020年9月1日より実施いたします。</p> <p>第10条（動力プランー低圧電力） （5）電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。</u></p> <p><u>③ 力率割引及び割増し</u> <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>別表5及び別表6</u></p>	<p>第1条（適用） （4）本約款は、2020年10月16日より実施いたします。</p> <p>第10条（動力プランー低圧電力） （5）電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>